

堺市企業データポータルサイト構築及び企業データ利活用促進業務仕様書

第1 概要

1. 委託業務名

堺市企業データポータルサイト構築及び企業データ利活用促進業務

2. 委託業務の目的

新型コロナウイルスの影響により、市内中小企業の多くが需要減少に直面するなど、かつてない規模で市内経済が毀損しており、地域経済を下支えするためには、中小企業の経営リスクの軽減及び取引機会拡大の支援が必要である。コロナ禍においても事業を継続し「新たな日常」に対応するためには、中小企業がデジタル化の恩恵を得やすい環境を構築することが重要となる。そこで、公益財団法人堺市産業振興センター（以下、「本センター」という。）では、市内企業のオープンデータを集めたポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という）を構築し、市内中小企業の支援体制強化をめざす。

本業務では、市内企業が利用可能な支援施策情報をタイムリーに受け取ることや、自社の情報発信機会を広げることが可能にする情報基盤として、市内の全ての企業が常時活用可能で、データ入力がかさばり、利用者にとって視認性及び操作性の高いポータルサイトを構築する。また利用者が安心してポータルサイトを活用できるよう、不正アクセス防止及び改ざん防止など情報セキュリティ対策を施す。さらに、企業データの利活用を促進するため、企業情報を入力する市内企業やポータルサイト利用者の増加に向けたPRや、新サービス創出に向けたワークショップの開催を行う。

3. 委託業務の内容

(1) 堺市企業データポータルサイト構築業務

- ・ポータルサイト構築
- ・公開作業の負担軽減を図るデータ変換ツール（インターフェース）構築
- ・ポータルサイトのテスト運用保守
- ・ポータルサイトの説明書等の作成

(2) 企業データ利活用促進業務

- ・企業データを入力する市内企業の増加に向けたPR
- ・企業データ利活用による新サービス創出をめざすワークショップ開催

(3) その他の業務

- ・(1)及び(2)の円滑な実施のための専門家への意見徴取
上記(1)～(3)に関する具体的な業務内容は本仕様書 p.3 以降に記載。

4. 委託期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

5. 履行場所

(公財)堺市産業振興センター他

6. 委託料の上限額

20,255,000円(消費税及び地方消費税相当額含む)

7. 業務報告書

本業務完了後は、速やかに業務報告書を提出し、本センター監督員（職員）の検査を受けること。

8. 成果物

本業務の成果物は、構築したポータルサイトに加え、下記ドキュメントとする。

なお、下記ドキュメントについては、書類1部と電子データ（CD-RまたはDVD-Rに格納すること）1部を、下記納品時期を目安として提出することとし、受託者は、本センターに対し、成果物についての説明を十分に行うこと。なお、事業の過程において要件定義書や詳細設計書を作成した場合は、それらドキュメントも併せて提出することとする。

ドキュメント	内容	納品時期
基本設計書	システム概要及び全体構成など本システムの全体説明が記載されたもの	基本設計完了時
操作手順書等	・ポータルサイト運用ポリシー ・ポータルサイト利用者向け説明書 ・ポータルサイトへの情報入力者向け操作説明書 ・ポータルサイトシステム管理者向け操作手順書	操作研修前

9. 権利の帰属

本業務の成果物にかかる知的財産権及びそれを受ける権利は、本センターに帰属する。ただし、ポータルサイトはオープンソース化し、誰もが企業データを自由に利活用できるように運用する。

他方、本業務の過程において制作した著作物に係る知的財産権は当該著作物を制作した制作者に帰属する。ただし、当該著作物については、本業務の目的と整合的に使用することとする。また、本センターが本業務の目的のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、当該著作物を利用等する権利を本センターに許諾するものとする。

10. 支払い

本業務にかかる支払いは、一括完了払いとする。

11. その他

本業務はいわゆるウォーターフォール型のシステム開発ではなく、アジャイル開発の考えに基づく業務フローを想定することとし、本センターは、受託者と協議のうえ、納期、工程及び仕様を変更することがある。また、契約書及び仕様書に定めのないものについては、その都度双方協議のうえ定める。

なお、機密保持について、本センター個人情報保護規程等を遵守すること。

第2．堺市企業データポータルサイト構築業務

1．業務内容

(1) ポータルサイト構築

市内企業の公開可能な企業データを集めたポータルサイトを構築すること。ポータルサイトは、市内企業が入力する企業情報や本センター職員が入力する施策情報等を保存するデータベース（以下、「DB」という。）及び、DBに保存した情報をウェブ上に表示するページ（以下、「ウェブページ」という。）の機能を有することとする。またウェブページは、各市内企業の情報や施策情報を表示するサイト（以下、「企業ページ」という。）市民等の利用者が企業データを検索し容易にアクセスすることができるサイト（以下、「フロントページ」という。）から構成する。なお、DBに保存された情報の編集等を行うための管理システムを備えること。

ただし、及びの機能を合わせて有するシステムを構築するか、あるいは及びを分けてシステム構築し相互連携させるかなどの具体的設計については、応募事業者から提案すること。

(2) 公開作業の負担軽減を図るデータ変換ツール（インターフェース）構築

企業データ入力者及び施策情報入力者のデータ公開作業に係る負担軽減を図るため、データ入力・編集のための画面を作成するなど、データ公開作業を簡易にするためのデータ変換ツール（インターフェース）を構築すること。

(3) ポータルサイトのテスト運用保守

ポータルサイト及びデータ変換ツールを稼働させる各種サーバやネットワーク等を構築すること。また、ポータルサイトを安定的に運営し、ソフトウェアやサーバ等の保守を行うこと。

(4) ポータルサイトの説明書等の作成

ポータルサイト運用にかかるポリシー、ポータルサイトへのデータ登録時の操作手順書、ポータルサイトの管理のための解説書、データのダウンロード方法やAPIの利用方法等を解説する説明書を作成すること。

(5) その他

工程管理

本業務における作業体制や役割、スケジュール等を事前に本市センターと協議のうえ策定し、ポータルサイト構築期間中のプロジェクトの管理を行うこと。構築期間中においては、定期的に進捗状況等を本センターへ報告し、ポータルサイト構築後も本業務の目的に沿った運用等が行えるよう状況に応じた管理を行うこと。

初期設定

ポータルサイト開設時には、公開に適したデータ形式やデータ構造等について、本センターに提案し、協議すること。また、ポータルサイト開設にかかり必要な作業方法の質疑応答を行うなど、本センター職員への作業支援等を行うこと。

テスト運用期間中の取組支援

ポータルサイト開設後のテスト運用期間中においては、ポータルサイト利用者が企業データを利活用したサービスの開発等が行いやすくなるよう、ポータルサイトの利用方法の説明を分かりやすく示すなど、運用に関連した取組の支援を行うこと。

2. 機能要件

(1) ポータルサイト

DB

(ア) 企業データ

市内企業が自社で入力する企業データのほか、外部のウェブサイト等から API 接続等により抽出可能な市内企業データを保存することを可能とすること。なお DB 入力の対象となる企業は、国税庁法人番号検索サイトから抽出した市内企業を対象とすることとし、同サイト上で更新された企業データは、DB における企業データに反映させるシステムを構築すること。また、企業データの具体的な入力項目については、データ利活用を行う企業等の視点を踏まえつつ、本センターと協議の上決定すること。

(イ) 施策情報

本センター職員が入力する施策データのほか、施策情報を収集しやすい仕組みとして、外部のウェブサイトから API 接続等により抽出可能な施策情報を保存することを可能とするなどの仕組みについても検討すること。また、各社が活用可能性のある新着の施策情報については、プッシュ通知機能等によるタイムリーな情報の受領を可能とすること。

(ウ) データのダウンロード、API

CSV 形式などによるデータのダウンロードを可能にすること。また、外部サービスとの連携によるポータルサイトの利用価値向上のため、利便性の高い API を提供すること。なお、データの更新があった場合においても、ダウンロード URL や API のリクエストパスには変更がないようにするなど、ユーザの利便性の観点からの検討を行うこと。

(エ) 管理システム

(a) ユーザ権限

<表 1> の考え方をベースとしてユーザ権限を付与すること。

(b) ユーザ管理

システム管理者を複数設定する場合や、1 企業につきユーザを複数設定する場合は、情報セキュリティや責任の所在の明確化の観点から工夫を行うこと。

(c) アクセス承認

不正アクセスの発生など、情報セキュリティ面での配慮を行ったうえで、ユーザ ID とパスワードによるなど、本業務の目的を達成するために適したアクセス認証を設けること。

(d) データ管理

登録されるデータは原則公開するものとして、サーバへは公開情報のみを保管すること。データの公開については、情報を入力する市内企業の事前の同意を得ることを可能とするシステムもしくは運用を行うこと。

ポータルサイト運用ポリシーに則り、入力コンテンツに不適切な内容が含まれていないかをチェックし、必要に応じて管理者が削除等の編集を行うことも可能とするシステムを構築し、運用すること。

(e) 編集ログの取得

ユーザがDB上で行った編集のログが蓄積されること。ログはシステム管理者が閲覧できること。なお、ログの削除権限は保守担当者のみとするなど、情報セキュリティの観点からの工夫を施すこと。

(f) 利用状況情報の収集

ユーザのログイン数やアクセス数、登録・変更等の処理件数等をカウントし可視化することができる仕組みを組み込むこと。

ウェブページ

(ア) 企業ページ

DBに保存された企業データや施策情報を、国税庁法人番号検索サイトから抽出した市内企業各社毎について表示できること。

(イ) フロントページ

DBに保存された企業データや施策情報の絞り込み検索や、キーワードによる全文検索等ができること。また、検索結果が一覧で表示され、市内企業の名称、住所、業種順等で並べ替え等ができること。

<表1>ポータルサイトの主なユーザ権限に関するマトリクス

ポータルサイト	主な権限	本センター		市内企業	保守会社
		管理者	職員		
DB	企業情報入力・編集			○	
	施策情報入力・編集		○		
	機能等修正				
ウェブページ (企業ページ、フロントページ)	ページ構成編集				
	デザイン変更				
	機能等修正				

「」は全ての情報に対するユーザ権限を、「○」は一部の情報に対するユーザ権限を有することを示す。

(2) 公開作業の負担軽減を図るデータ変換ツール(インターフェース)構築

データ編集機能

市内企業や職員等がデータ公開作業を行うに当たっての負担軽減を図るため、企業データや施策情報を簡易にDBに入力、編集、削除等ができ、反映させる機能を有するインターフェースを備えること。

その他、データ公開支援

市内企業や職員等によるデータ公開作業を支援するために有効と考えられる機能について、応募事業者から提案すること。

(3) デザイン

デザイン

ポータルサイトのデザインは市民等が親しみやすいものとし、利用者の利便性に配慮した機能や操作性について工夫を行うこと。

アクセシビリティ

誰もが支障なく利活用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したポータルサイトを構築すること。

スマートフォン対応
ポータルサイトは、スマートフォンやタブレットからの利用も考慮した設計を行うこと。

3. 性能要件

(1) 稼働期間

サービス開始から5年間の稼働期間を想定すること。

(2) 稼働時間

ポータルサイト(管理システムを含む)の稼働時間は、24時間365日とする。操作方法等の保守対応については、後述する「テスト運用期間の保守」の要件と同様とする。

(3) レスポンス

稼働期間中は、通常3秒以内にレスポンスがあること。ただし、大量のデータのアップロード・ダウンロード等の際は、当該レスポンスを確保するため、あらかじめ利用制限等を定め、本センターに事前に報告を行うこと。

(4) 稼働率

稼働時間中は、99.5%以上の稼働率を保つこと。ただし、本センターが認めた保守作業等による計画的な停止は含まない。

4. システム構成要件

(1) サーバ、ネットワーク

ドメイン

本センターと協議の上ドメインを決定すること。

セキュリティ対策

法令及び本センターの情報セキュリティポリシーを遵守し、本システムに係るセキュリティホールやバグ等の不具合が発見されたときは、適切なプログラムの適用又はバージョンアップ等により、セキュリティレベルを維持することとするほか、管理システムへの適切なアクセス制限に加え、不正アクセス防止及び改ざん防止策を施すこと。また、暗号化されたHTTPS通信を利用することとし、サーバ証明書等の費用等、ライセンスに関する一切の費用は本業務に含むこと。

なお、毎年継続してシステム維持管理に費用が発生する可能性がある場合は、最終的には本センターとの協議の上決定すること。

ソフトウェア

サーバ関連システム等には、オープンソースソフトウェアを採用しても構わないが、継続した運用保守が可能な体制を確保すること。また、毎年継続してライセンス料が発生するソフトウェアを採用する際は、見積り前に本センターと協議することとし、最終的には本センターとの協議の上決定すること。

容量

本業務で対象とする市内企業のデータが格納可能な容量を見込んだものとする
こと。

バックアップ

定期的にシステム及びデータのバックアップを実施し、障害発生時等にはシステム
及びデータの復旧や移行を行えるよう準備すること。

(2) クライアント PC 等

市民等のポータルサイト利用者が使用するクライアント PC 等

クライアント PC 等の OS は Microsoft Windows、Mac OS、iOS、Android をサポート
することとし、主要なブラウザ (Microsoft Edge, Google Chrome, Apple Safari は
必須) の最新版で動作すること。また、その他の OS、ブラウザにおいても、可能な限
り大幅なデザインの崩れ等がなく動作するように努めること。

本センター職員が使用するクライアント PC 等

クライアント PC の OS は、Microsoft Windows10 以上とし、Google Chrome 最新版
で動作すること。

5. テスト運用期間の保守

(1) 死活監視

サーバ及びサービスの死活監視を行い、必要な警報を本センター担当職員にメール等
により連絡する手段を確保すること。

(2) 定期的な保守

定期的に、OS や使用するソフトウェアにおける脆弱性の有無の確認と、その対応を行
うこと。ただし、緊急性の高いものについては、都度対応を行うこと。

(3) 障害発生時等の対応

システム障害が発生した場合は、早急に復旧作業を行うこと。また、障害の原因につ
いて調査し、対策を講じるとともに、その障害内容、発生日時、原因などを報告するこ
と。また、必要に応じ、障害発生初期の段階で前もって対応方法を示すこと。

(4) 問い合わせ対応

テスト運用期間中は、本センターのシステム管理者からの各種問合せに対応するこ
と。対応時間は、平日 (祝祭日を除く) の午前 9 時 0 0 分 ~ 午後 5 時 3 0 分とする。
なお、時間中に対応が困難な場合は、本センターが別途指定する時間に対応を行うこ
と。

6. 操作手順書等の作成及び操作研修

(1) 操作手順書等の作成

ポータルサイト運用ポリシーの作成

市内企業による企業情報の入力や、本センター職員等による施策情報の入力を行う際のルールや、市民等がポータルサイトを利活用する際のルールについて定めた内容とする。

ポータルサイト利用者向け説明書

市民等に向けて、ポータルサイトの操作手順、API の利用方法等を説明する内容とする。

ポータルサイトへの情報入力者向け操作説明書

企業ページに入力する資格を有する市内企業及び施策情報を入力する本センター職員等に向けて、ポータルサイトの操作手順、API の利用方法等を説明する内容とする。

ポータルサイトシステム管理者向け操作手順書

本センターシステム管理者向けに、必要な管理システムの操作手順を示すものとする。

(2) 操作研修の実施

システム稼働前を目途に、本センター職員等向けにポータルサイト及び管理システムの操作に関する説明会を実施すること。

- ・開催時期：令和3年12月頃
- ・開催規模：5名程度
- ・開催回数：1回
- ・開催場所：本センター（あるいはオンライン）

7. 実施体制等

本業務を実施するにあたり、契約期間中の各フェーズにおける作業要員の体制等についての業務実施計画を立て、本センターと共有すること。作業に従事する人数は指定しないが、納期に遅れが生じないように十分な体制を構築して作業に当たり、進捗状況等を適宜報告すること。また、各リーダー等については、これまでの実績（経験等）が分かるように記載すること。

8. スケジュール

令和3年12月末までにポータルサイトを構築し、令和3年12月末からテスト運用（1か月程度）を開始し1月末に成果物を納品できるよう、実現可能なスケジュールを提案すること。

第3．企業データ利活用促進業務

1．企業データを入力する市内企業の増加に向けた PR

(1) 市内企業とのコミュニケーション

市内企業に効果的にアウトリーチする手法やポータルサイトの存在を周知する方法については、応募者から提案すること。

(例)・地域コミュニティ等におけるキーパーソンとのコミュニケーション

- ・モデル入力企業の発掘及び個別取材を通じたコミュニケーション
- ・業種別コミュニケーションツールの開発と活用
- ・地域情報メディアへの掲載
- ・堺商工会議所の所報 DM 同封サービスの活用
- ・SNS での発信やオンライン広告 など

(2) 広報媒体の作成

リーフレット(A4裏表、上質紙、25,000部カラー印刷)を想定すること。ただし最終的には、応募者からの提案内容を踏まえ、本センターと協議の上決定する。

(3) 郵送

市内法人企業(約24,000社)へのリーフレット送付を想定すること。その際、市内法人企業数は、国税庁法人番号検索サイトより、最新情報をダウンロードしたリストを活用する。

ただし郵送方法や封入物等については、最終的には応募者からの提案内容を踏まえ、本センターと協議の上決定する。

2．企業データ利活用による新サービス創出をめざすワークショップ開催

市内外の民間企業等が、市内企業データの利活用により、市内企業が抱える課題解決に資する新サービスの芽を創出することをめざし、テックコミュニティ等と連携し、ワークショップを開催する。

(ワークショップ概要)

- ・開催時期：令和4年1月頃
- ・開催規模：30名程度
- ・開催回数：2回程度
- ・開催場所：堺市内の会場において実施すること。ただし、状況に応じて他市会場またはオンラインでの実施の可能性も含めて想定すること。

第4．その他の業務

1．専門家への意見徴取

本業務を実施するにあたり、慎重な検討が必要な事項（例えば、市内企業の事業者認証、情報セキュリティ、市内企業へのアウトリーチ方法等）については、専門家への意見聴取や、必要に応じて専門家を交えた検討会を実施する。なお、その際の専門家の人選は、本センターとの協議の上決定する。

（検討会を実施する場合の想定）

- ・招へいする専門家：2名程度
- ・検討会回数：2回程度

2．その他

本業務を実施する過程において、新たに取り組む必要があると認められる業務については、受託者と本センターと都度協議の上、業務内容及び工程等の柔軟な見直しを行い、委託料の上限額の範囲で実施することとする。

以上